

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 26 年 11 月 20 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(組入れ資産の売買状況等)</p> <p>第 2 条 規則第 3 条第 1 項第 5 号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産とし、その表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に表示するものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) 新投資口予約権証券</u></p> <p><u>(8) ~ (15)</u> (略)</p> <p>第 3 条~第 5 条 (略)</p> <p>(組入れ資産の明細)</p> <p>第 6 条 規則第 3 条第 1 項第 12 号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とし、その資産の明細の表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に個別銘柄を表示するものとする。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p><u>(12) 新投資口予約権証券</u></p> <p><u>(13) ~ (25)</u> (略)</p> <p>(投資信託財産の構成)</p> <p>第 7 条 規則第 3 条第 1 項第 16 号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる種類とする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) 新投資口予約権証券</u></p> <p><u>(8) ~ (16)</u> (略)</p>	<p>第 1 条 (同 左)</p> <p>(組入れ資産の売買状況等)</p> <p>第 2 条 規則第 3 条第 1 項第 5 号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産とし、その表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に表示するものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (同 左)</p> <p><b>(新 設)</b></p> <p><u>(7) ~ (14)</u> (同 左)</p> <p>第 3 条~第 5 条 (同 左)</p> <p>(組入れ資産の明細)</p> <p>第 6 条 規則第 3 条第 1 項第 12 号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とし、その資産の明細の表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に個別銘柄を表示するものとする。</p> <p>(1) ~ (11) (同 左)</p> <p><b>(新 設)</b></p> <p><u>(12) ~ (24)</u> (同 左)</p> <p>(投資信託財産の構成)</p> <p>第 7 条 規則第 3 条第 1 項第 16 号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる種類とする。</p> <p>(1) ~ (6) (同 左)</p> <p><b>(新 設)</b></p> <p><u>(7) ~ (15)</u> (同 左)</p>

新	旧
<p data-bbox="688 291 812 324">(以下略)</p> <p data-bbox="145 436 241 469"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="175 484 1358 658"><u>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。</u></p>	<p data-bbox="1937 291 2060 324">(同 左)</p>